

改正

令和元年6月28日規則第5号

令和2年3月27日規則第22号

中野市高野辰之記念館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中野市高野辰之記念館条例（平成17年中野市条例第189号。以下「条例」という。）第9条の規定により高野辰之記念館（以下「記念館」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第2条 記念館の休館日及び開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 休館日 12月1日から翌年の3月31日までの間の国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の月曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで
- (2) 臨時休館日 前号に定めるもののほか、市長が特に休館を必要と認めた日
- (3) 開館時間 午前9時から午後5時まで。ただし、12月1日から翌年の2月末日までの間は午前9時30分から午後4時までとする。

(観覧の申込み)

第3条 保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が保育又は教育の活動目的で観覧するとき、その代表者は、中野市高野辰之記念館観覧申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、条例第3条の規定により観覧を許可したときは、高野辰之記念館観覧券（様式第2号。以下「観覧券」という。）を交付するものとする。ただし、観覧料を徴収しない者には、観覧券の交付は行わないものとする。

(観覧料の減免)

第4条 条例第6条の規定により観覧料を減免することができる場合は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定による観覧料の減免を受けようとするものは、あらかじめ中野市高野辰之記念館観覧料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

3 前項に規定するほか、その者の減免申請の手續等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(販売行為の許可申請)

第5条 条例第8条ただし書に規定する許可を受けようとする者は、中野市高野辰之記念館販売許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(資料の寄託)

第6条 記念館に資料を寄託しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、寄託資料を受理したときは、寄託者に寄託受理書を交付しなければならない。

(寄託資料に対する責め)

第7条 寄託資料が、管理上の故意又は過失により、毀損、汚損又は滅失した場合を除くほか、その損失に対し市長はその責めを負わない。

(専門委員)

第8条 記念館の事業運営に関し、専門的事項の調査研究並びに事業の企画及び推進を図るため、専門委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員は3人以内とし、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条、第7条、様式第1号、様式第3号及び様式第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にこの規則による改正前の中野市高野辰之記念館管理規則の規定に基づき提出された申込書等は、この規則による改正後の中野市高野辰之記念館管理規則の規定に基づいて提出された申込書等とみなす。

附 則 (令和2年3月27日規則第22号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

観覧料の減免区分

観覧区分	減免率
就学前の児童が観覧するとき。	100/100
市内に住所を有する小学校の児童又は中学校の生徒が観覧するとき。	
市内に住所を有する70歳以上の者が観覧するとき。	
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者（同行の介助者1名を含む。）が観覧するとき。	
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく要介護認定又は要支援認定の交付を受けている者（同行の介助者1名を含む。）が観覧するとき。	
保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が保育又は教育活動の目的で観覧するとき。	
市及び市の機関が主催又は共催する事業で観覧するとき。	
その他市長が特に認める者が観覧するとき。	市長が認定した割合

中野市高野辰之記念館観覧申込書

年 月 日

中野市長 あて

申請者所在地
団体名
代表者氏名
電 話 ()

下記のとおり、記念館を観覧したいので申し込みます。

記

目 的	
年月日・時間	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
人 員	
引率者氏名	
備 考	

様式第2号 (第3条関係)

1 個人 (一般用)

(控)	No. _____	No. _____
高野辰之記念館観覧券 個人・一般 300円		高野辰之記念館観覧券 個人・一般 300円
高野辰之記念館		高野辰之記念館

2 個人 (高校生以下用)

(控)	No. _____	No. _____
高野辰之記念館観覧券 個人・高校生以下 150円		高野辰之記念館観覧券 個人・高校生以下 150円
高野辰之記念館		高野辰之記念館

3 団体 (一般用)

(控)	No. _____	No. _____
高野辰之記念館観覧券 団体・一般 人 (1人 230円) 円		高野辰之記念館観覧券 団体・一般 人 (1人 230円) 円
高野辰之記念館		高野辰之記念館

4 団体 (高校生以下用)

(控)	No. _____	No. _____
高野辰之記念館観覧券 団体・高校生以下 人 (1人 100円) 円		高野辰之記念館観覧券 団体・高校生以下 人 (1人 100円) 円
高野辰之記念館		高野辰之記念館

中野市高野辰之記念館観覧料減免申請書

年 月 日

中野市長 へ

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電 話 ()

下記のとおり、記念館の観覧料の減免を受けたいので申請します。

記

減免を必要とする理由	
年 月 日・時 間	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
人 員	
減 免 の 額	

様式第4号 (第5条関係)

中野市高野辰之記念館販売許可申請書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電 話 ()

下記のとおり、記念館において販売行為をしたいので申請します。

記

目 的			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
販 売 品 名	数 量	単 価	内 容